

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

| | | | |
|----------|--|------|-------|
| No | 14 | 府省庁名 | 農林水産省 |
| 対象税目 | <input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ） | | |
| 要望項目名 | 第三者への事業承継の促進に資する税制措置の創設 | | |
| 要望内容（概要） | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるおそれがある。</p> <p>このような状況において、平成30年に法人向けの事業承継税制が抜本的に拡充され、平成31年に個人事業者向けの事業承継税制が創設されたところ、事業承継をより一層後押しすべく、第三者への事業承継を促す施策を講じる必要がある。</p> <p>事業承継にあたり、親族以外に事業承継（事業譲渡やM&Aなど）し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展につながっているケースも近年見られる。</p> <p>上記のような場合に生じる税負担を軽減することにより、第三者への事業承継の円滑化を図る。</p> | | |
| 関係条文 | 所得税法第27条、第33条、第35条 租税特別措置法第31条、第32条、第37条の10、第37条の11 租税特別措置法施行令第25条の8 | | |
| 減収見込額 | [初年度] 精査中（ - ） [平年度] 精査中（ - ） [改正増減収額] （単位：百万円） | | |

| | |
|--------------------|--|
| <p>要望理由</p> | <p>(1) 政策目的 親族以外への事業承継をより一層円滑に行える環境を整備することにより、経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が増加すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるおそれがある。</p> <p>これに対応するため、昨年に法人版事業承継税制を抜本的に拡充し、今年には個人版事業承継税制を創設したところ。これらの税制措置により、相続・贈与による事業承継時に発生する税負担について猶予を受けられる形になっている。他方、これらの税制措置は後継者が存在する中小企業の事業承継の後押しについて有効な措置ではあるが、後継者不在の中小企業はこれらの税制措置を活用することができない。</p> <p>事業承継の準備を早期に進める必要がある。60代の経営者が経営する中小企業について見てみると、後継者不在率は5割を超えているというデータも存在することから、これらの後継者不在の中小企業についても事業承継を促進することが必要。</p> <p>具体的には、後継者不在の中小企業の経営者が、株式譲渡や事業譲渡等のM&Aを行うことで親族以外の第三者に事業承継する類型の事業承継（第三者による事業承継）を促進することが必要。</p> <p>実際、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンの維持・発展につながっているケースも近年見られる。また、経営者の年齢が若いと売上高等の業績が改善される傾向にあること、M&Aを実施した中小企業の多くは販路拡大や利益率の向上といった成果を実現できていること等から、次世代への経営の引継ぎを促進することは、地域経済の活性化や雇用の維持にも繋がるものと考えられる。</p> <p>こうした第三者への事業承継がより活発に行われるインセンティブを設けることにより、次世代への経営の引継ぎを加速させることが必要不可欠。</p> <p>「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日）</p> <p>第4章 人口減少下での地方施策の強化</p> <p>6. 中小企業・小規模事業者の生産性向上</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>ii) 新陳代謝の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 2018年抜本拡充された法人の事業承継税制や今年創設された個人版事業承継税制の活用促進を図りつつ、引き続き、10年程度の集中実施期間で第三者承継を含めた事業承継を強力に支援するため、予算や税といった総合的な支援を進める。その際、後継者不在の中小企業が、外部から後継者候補のトライアル雇用を行う場合における支援策を検討する。 |
| <p>本要望に対応する縮減案</p> | <p>—</p> |
| <p>ページ</p> | <p>14—2</p> |

| | | |
|-----|----------------------------|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | <p>○農林水産省の政策体系における位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 1 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 ③生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓</p> |
| | 政策の達成目標 | 本税制措置は、後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 令和12年3月31日まで |
| | 同上の期間中の達成目標 | 上記「政策の達成目標」に同じ。 |
| | 政策目標の達成状況 | — |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 精査中 |
| | 要望の措置の効果見込み (手段としての有効性) | 中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組みを行う者に対して、その課税負担を軽減するものであり、本税制措置は有効である。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置 (登録免許税) 租税特別措置法第80条第3項 (不動産取得税) 地方税法附則第11条第16項 |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | 中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継の実現という政策目標を達成するには、全ての中小企業・小規模事業者が対象になりうる税制における措置を講ずることが適当。 |

| | |
|--|---|
| 税負担軽減措置等の適用実績 | — |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | — |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | — |
| 前回要望時の達成目標 | — |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| これまでの要望経緯 | — |